教えて！JAさんQ&A



Q 親や祖父母がお金を出すことで子どもに贈与税はかからないの？

A 親や祖父母が資金を出したからといって、必ず贈与税がかかるわけではありません。ただし、贈与額や渡し方によっては課税される場合があります。正しくルールを理解し、計画的に活用することがコツです。

こども ＮＩＳＡ の魅力は、運用によって得られた利益が非課税になる点です。ただし、ＮＩＳＡ 口座へ入金する資金には「 贈与税 」のルールが関係します。例えば、親や祖父母が子どもの口座へ資金を入れる場合、その資金は子どもへの贈与となります。ただし、贈与税は、贈与される側（子ども）が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に受けた額の合計で判定される仕組みです。年間 110 万円の基礎控除があるため、それ以下の金額であれば贈与税はかかりません 。

一方、110 万円を超えた場合は、贈与税の申告・納税が必要になります。しかし、こども ＮＩＳＡ の年間投資枠は 60 万円のため、ほかに贈与を受けていなければ、贈与税を心配する必要はありません。

当然に、こども ＮＩＳＡ で積み立てた資産は子どもの財産となります。そのため 12 歳以降の払出し時は、資金使途が教育費など、子どものためのものであることが要件です。手続きでは、子どもの同意を示す書面を添えて、親権者等が金融機関へ申し出ます。

なお、親などの扶養義務者が教育費や生活費としてその都度支払うものは、通常、贈与税の対象にはなりません。一方で、将来のためにまとめて資金を渡し、それを子どもが貯金や投資に回す場合は、贈与として判断される場合があることに注意が必要です。

毎年、計画的に資金を準備することは、子どもの未来への贈り物につながります。こども ＮＩＳＡ は、長期的な資金づくりを後押しする心強い制度といえるでしょう。

※贈与について不明点がある場合には、税理士など専門家に確認しましょう。



ＪＡは、皆さま一人ひとりによりそい、
さまざまなご要望にお応えいたします。
これからも、ぜひ気軽にＪＡへお声がけください。

つかう
商品サービスの便利な「つかい方」

ふやす
ミライに向けた「ふやし方」

のこす
大切な資産の「のこし方」

ためる・そなえる
目的に合った「ため方・そなえ方」



ＪＡみえきた／ＪＡ鈴鹿／ＪＡ津安芸／ＪＡみえなか／ＪＡ多気郡／ＪＡ伊勢／ＪＡいがふるさと

JAバンク三重